

港区内部統制基本方針

港区は、事務の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するために、区における内部統制に関する基本方針を次のように定め、全庁の取組を推進します。

なお、本方針は、地方自治法第150条第2項に基づき定める方針です。

1 内部統制の目的

区は、適正な事務執行を総合的かつ継続的に推進し、区政の公正性・公平性・透明性を確保します。

2 内部統制の対象範囲

区は、業務に係る全ての事務を内部統制の対象範囲とします。特に次の事務について、不適正な事務執行の発生可能性を把握し、適正な執行に向けて重点的に取り組めます。

- (1) 財務に関する事務
- (2) 個人情報の取扱に関する事務

3 評価・公表

区は、内部統制の取組状況について評価・検証し、その結果を区民に公表します。

令和2年4月1日

港区長 武井 雅昭